

平成27年10月6日

第70回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市はいかい高齢者安心登録事業の実施
について

(保健福祉局)

神保高介第 3351 号

平成 27 年 10 月 2 日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

「神戸市はいかい高齢者安心登録事業」における個人情報の収集について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

神戸市はいかい高齢者安心登録事業における個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの

1. 認知症高齢者等の事前登録に係る個人情報の収集

【事前登録情報】

- ◎登録者の氏名、性別、生年月日、住所
- ◎登録者を判別するための情報（写真、身長、眼鏡の有無、呼び名など）
 - ・緊急連絡先の氏名、住所、電話番号、登録者との続柄

神保高介第 3351 号

平成 27 年 10 月 2 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

「神戸市はいかい高齢者安心登録事業」における電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部介護保険課

神戸市はいかい高齢者安心登録事業における電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

【電子計算機処理する個人情報】

- ◎登録者の氏名、性別、生年月日、住所
- ◎登録者を判別するための情報（写真、身長、眼鏡の有無、呼び名など）
 - ・緊急連絡先の氏名、住所、電話番号、登録者との続柄
 - ・申請者の氏名、登録者との続柄、住所、電話番号

神戸市はいかい高齢者安心登録事業について

1 概要

(1) 趣旨

認知症の人やその家族が安心して地域で暮らすことが出来るよう、はいかいの恐れのある認知症高齢者等の情報を事前登録し、地域の関係機関（市内警察署、管轄のあんしんすこやかセンター、居住区の民生委員）（以下、「地域の関係機関」という。）であらかじめ共有することで、日頃の見守りによる行方不明の未然防止に努める。

また、登録者が行方不明となった場合は、地域の関係機関等へ電子メールで捜索を呼びかけ、行方不明者の早期発見・早期保護を目指す。

(2) 事業の内容

はいかいの恐れのある認知症高齢者等（以下、「登録者」という。）の情報を事前に登録し、地域の関係機関へ情報提供することで、認知症の人やその家族が安心して地域で暮らせるようにする。

また、登録者が行方不明となった場合、申請者等がメール配信を希望する際には、申請者等があんしんすこやかセンターへ連絡後、あんしんすこやかセンターは神戸市が委託するメール配信事業者（以下、「メール配信事業者」という。）へメール配信を依頼し、配信事業者が行方不明時の状況等について地域の関係機関等へ電子メールを配信する。

2 事前登録制度について

(1) 事前登録方法

申請書に必要事項を記入し、管轄のあんしんすこやかセンターへ提出する。

*申請者：登録者の親族、その他神戸市が認めた人。

*対象者：神戸市内に居住するはいかいの恐れのある認知症高齢者等（若年性認知症の方を含む）

(2) 情報収集の内容

- ①登録者の氏名、性別、生年月日、住所
- ②登録者を判別するための情報（写真、身長、眼鏡の有無、呼び名など）
- ③緊急連絡先の氏名、住所、電話番号、登録者との続柄
- ④申請者の氏名、登録者との続柄、住所、電話番号

(3) 情報の入力・保管

登録者の情報の入力・管理業務について神戸市が神戸市社会福祉協議会へ委託する。神戸市社会福祉協議会は、登録者全員の情報を表計算ソフトウェアで作成した名簿入力フォームへ入力を行い、登録情報に変更があればその都度更新入力を行う。パスワードをかけて保存し、管理するとともに、パスワードを定期的に変更する。

(4) 登録者情報の利用及び提供についての同意

登録情報の利用及び提供について、登録時に申請者の同意を得るものとする。

*登録者情報の情報提供先

地域の関係機関（管轄のあんしんすこやかセンター、居住区の民生委員、警察署）

(5) 登録内容の変更及び廃止について

変更及び廃止事由が発生した場合、申請者は速やかにあんしんすこやかセンターへ申請書又は廃止届を提出。

(事由の例)：【変更】住所・連絡先等が変更した場合、緊急連絡先が変更した場合
【廃止】死亡、施設入所、市外転居等

年1回、登録者の情報に変更はないか確認を行い、登録している住所や電話により連絡がつかない場合は、廃止の取扱いとし、登録情報から削除する。

3 行方不明時のメール配信について

(1) メール配信までの流れ

- ①登録者が行方不明になった場合、申請者等はまず警察署へ行方不明者届を提出する。警察による捜索に加え、メール配信を希望する場合は、管轄のあんしんすこやかセンターへ行方不明時の場所・時間・服装・持ち物、及び行方不明者届を提出した警察署の名称、その他配信を希望する内容を連絡。
- ②連絡を受けたあんしんすこやかセンターは、メール配信事業者へ①で申請者等から提供された情報を伝え、メール配信依頼を行う。
- ③メール配信事業者は、登録情報と①の情報をもとに検索依頼メールを作成し、下記の送信先へメールを送信する。

*送信先：市内あんしんすこやかセンター、居住区の民生委員、居住区の介護保険事業者

*メール本文の記載事項

- ・年代、性別、本人を判別するための情報
- ・行方不明になった日時、場所、服装、持ち物
- ・行方不明者届を提出した警察署の名称と電話番号
- ・その他依頼時に家族が希望する内容

*配信依頼受付・メール配信時間：365日 9:00～20:00

(2) メールの受信登録

地域の関係機関等に個人情報の取扱いに関する誓約書とともに登録書を提出してもらい、神戸市社会福祉協議会で一括し、受信登録を行う。

4 効果

(1) 事前登録制度

- ・居住区の民生委員やあんしんすこやかセンターが登録情報を日頃から共有することで、登録者の居住地の近隣における見守り体制を構築することで、行方不明の未然防止につなげることができる。
- ・登録者を警察署が保護した場合、登録情報と照合することにより早期に身元を確認できる。

(2) 行方不明時の電子メール配信

行方不明者発見活動においては警察による検索が中心となるが、家族が希望する場合に行方不明者情報を、地域の関係機関等へ一斉にメール配信することで、日常生活や通常業務の範囲内で周辺を捜索してもらうことができ、短時間で比較的広域の捜索が可能となる。このことで、早期発見につなげることができる。

(3) 電子計算機処理を行うことにより、全市の登録情報の管理・統計処理や更新が迅速に行えるため、登録者情報の正確な把握が可能となる。

5 スケジュール

10月

- ・個人情報保護審議会への諮問
- ・実施要綱の策定，様式の作成
- ・委託事業者の選定
- ・関係機関との調整

11月

- ・事業者と委託契約締結，メール配信サービスの準備

12月 事業開始予定

6 募集方法

- ・広報紙KOBE
- ・区役所，あんしんすこやかセンター職員，ケアマネジャー等による登録勧奨
- ・医療機関等

7 登録見込み件数

約1,000件

8 個人情報の取扱いについて

(1) システム上の保護

①本庁

「神戸市個人情報保護条例」，「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」，神戸市情報セキュリティポリシーに基づき，厳格に対処する。統合管理PCを限定して使用し，その使用にあたっては，職員証及びパスワードによる認証を行い，PCの操作を関係職員に限定する。

②委託事業者

委託事業者との委託契約においては、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守について定めた委託契約約款に基づき、厳格に管理する。また、事業者が送信作業にあたり、インターネット上のメール配信システムにアクセスする際は、セキュリティを確保するために、専用のIPアドレスによる認証を行い、ログインできる仕様とする。

(2) 運用上の保護

- ① パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ② 個人情報に係るデータは、ファイルにパスワードを設定して保存し、適正に管理する。
- ③ 保有する必要がなくなったデータは直ちに消去する。
- ④ 保存年限が経過した関係書類は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ⑥ あんしんすこやかセンターは、登録情報については、申請書の写しを保有することとし、使用時以外は施錠保管する。また、個人情報保護法等の規定に基づき、個人情報を適切に取り扱うよう努める。

民生委員は、民生委員法第15条の守秘義務に基づき、あんしんすこやかセンターが提供する個人情報を適切に管理する。

「神戸市はいかい高齢者安心登録事業」の流れ

認知症の人や家族が地域で安心して暮らせるよう、徘徊の恐れのある認知症高齢者等の情報を事前に登録し、あんしんすこやかセンターや民生委員及び警察署が情報を共有することで、日頃の見守りによる行方不明の未然の防止、及び発見時の早期の身元判明につなげる。また、登録者が行方不明になった場合は、警察への行方不明者届を提出後、親族等が希望する場合は管轄のあんしんすこやかセンターへ連絡すると、地域の支援者へ行方不明時の状況等（服装、持ち物等）についてメールで配信し、捜索の協力を呼びかける。

<流れ>



